

聖籠町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月十二日

聖籠町長 渡邊廣吉

#### 聖籠町条例第七号

#### 聖籠町税条例の一部を改正する条例

聖籠町税条例（昭和三十五年聖籠町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「四千六百十八円」を「五千二百六十二円」に改める。

附則第八条を次のように改める。

#### 第八条 削除

附則第十五条の二第一項中「二千百九十円」を「二千四百九十五円」に改める。

附則第十九条（見出しを含む。）中「平成二十一年度分」を「平成二十四年度分」に、「六月一日」を「五月三十一日」に改める。

附則第二十条を次のように改める。

#### 第二十条 削除

附則第二十二条第一項中「この条において」を「この項において」に、「」については「を」がある場合には、特例損失金額（同条第三項に規定する災害関連支出がある場合には、第三項に規定する申告書の提出の日の前日までに出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について「に」、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成二十四年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項前段」を「前項前段」に、「特

例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成二十三年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第三項とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第八条の改正規定及び次条の規定 平成二十五年一月一日
- 二 第八十四条の改正規定、附則第十五条の二第一項の改正規定及び附則第三条の規定 平成二十五年四月一日

##### (町民税に関する経過措置)

第二条 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の聖籠町税条例第四十条の二に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の聖籠町税条例附則第八条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

##### (町たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。